

公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団リーダー会  
会則

(趣旨)

第1条 この会則は、公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置要領（平成30年協会要領第4号）第22条の規定に基づき、高松市スポーツ少年団リーダー会（以下「リーダー会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リーダー会は、高松市スポーツ少年団（以下「スポ少」という。）のリーダー会員が相互に協力し、友情を深め、自ら資質の向上及び健全育成について協議し、もってスポ少の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 リーダー会は、第5条に定める会員登録した者をもって構成する。

(任務)

第4条 リーダー会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 会員の研修並びに資質及び技能の向上に関すること。
- (2) 会員相互の親睦と他団体との交流に関すること。
- (3) 社会奉仕活動に関すること。
- (4) スポーツ少年団の広報活動に関すること。
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 リーダー会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ジュニア・リーダー 単位スポーツ少年団代表者の推薦を受けた小学5年生以上中学生までの者をいう。
- (2) シニア・リーダー リーダー会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了者で20歳未満の者をいう。

(登録)

第6条 リーダー会への会員になろうとする者は、別に定める加入申込書（様式第1号）により行う。

2 登録は、年度毎に更新するものとする。

(役員)

第7条 リーダー会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 幹事 若干名

2 前項の役員は、リーダー会総会（以下「総会」という。）において会員のうちから互選により選出する。

(顧問)

第8条 会長は、総会に諮って、リーダー会の事業に顕著な貢献をした者を、顧問に推挙することができる。

(役員職務権限)

第9条 会長は、リーダー会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 書記は、記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 幹事は、リーダー会の事業を遂行するために必要な会務を執行する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じる。

(任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(総会)

第11条 総会は、リーダー会の役員及び会員をもって構成し、リーダー会の事業計画、事業報告、役員改選、その他リーダー会に関する重要事項等を議決する。

- 2 総会は、年1回開催する。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(招集)

第12条 総会は、会長が招集し議長を務める。ただし、会長が欠けたとき又

は事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が招集する。

(招集手続)

第13条 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、役員及び会員に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び会員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第14条 役員又は会員が総会に出席できないときは、議決権を他の役員又は会員に委任することができる。この場合において委任した役員又は会員は、出席したものとみなす。

(定足数)

第15条 総会は、役員及び会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決方法)

第16条 総会の議決は、出席役員(議長を除く。)及び会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、役員として議決に加わることはできない。

(役員会)

第17条 役員会は、役員をもって構成し、リーダー会の会務を議決し執行する。

2 役員会は、必要に応じて開催する。

(規定の準用)

第18条 役員会の招集等については、第12条から第16条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「役員及び会員」又は「役員又は会員」とあるのは「役員」とする。

(議事録)

第19条 総会及び役員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

(資格取消)

第20条 第5条各号のいずれかの会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 登録を行わなかったとき又は退会を申し出て承認された場合
- (2) 高松市スポーツ少年団倫理要領（平成30年協会要領第6号）第5条に定める遵守事項に違反行為があったものと認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総会で資格の取り消しと認められた場合

(費用弁償)

第21条 第7条第1項に規定する役員が総会に出席したとき又は本部長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項の費用の額及び支出方法は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(会則の改正)

第22条 この会則の改正は、常任委員会の議決を経て改正することができる。

(委任)

第23条 この会則の施行について必要な事項は、スポ少本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30年第1回臨時委員総会の議決があった日から施行し、同年4月1日から適用する。

(最初の役員)

2 リーダー会の最初の役員は、別表に掲げる者とする。

別表（第7条関係）

役職名	役員名
会長	二宮 勇大
副会長	加治 奈々美、村尾 昌磨
書記	楠 遥菜、楠 香澄
幹事	間城 彩萌、山田 菜緒

様式第1号（第6条関係）

年度高松市スポーツ少年団リーダー会（新規・再）加入申込書

（ ）内は、どちらかに○を付けてください。

ふりがな			生 年 月 日
氏 名			年 月 日生 満 歳
住 所 (自宅TEL)	〒  TEL ( )		
携帯電話	-		
	メール	@	
所属団名	スポーツ少年団		
団経験年数	年	ジュニア・リーダースクール	済・未
		シニア・リーダースクール	済・未
所属会社 学校名等			学年 年
①少年団の活動 に思うこと			
②得意とする スポーツ種目			

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、リーダー会及びスポーツ少年団活動に活用いたします。

年 月 日

高松市スポーツ少年団リーダー会の活動に積極的に参加いたします。

申込者氏名 \_\_\_\_\_

上記のとおり、高松市スポーツ少年団リーダー会への入会を承諾いたします。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

所属団代表者名 \_\_\_\_\_ 印